

(記号番号)

令和 年 月 日

(所在地)

(名 称)

(代表者氏名) 殿

国税局長

沖縄国税事務所長

消費者への産地情報の伝達義務の遵守について（命令）

貴社（あなた）の酒類製造場（____県____市____ ____工場）から移出された酒類（酒類の品目、銘柄____、__リットルびん詰品）の容器（又は包装）については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第8条第1項に規定する伝達が適切に行われていないことから、同法第9条第2項の規定に基づき、令和 年 月 日までに産地情報の伝達義務を遵守すべきことを命令します。

なお、命令に従わない場合には、同法第12条第4号の規定に基づき罰金の刑に処せられる場合があります。

また、この命令に従い産地情報の伝達義務を遵守した場合には、その旨を速やかに報告してください。

以上

(記載要領)

8-2-3《申請書等の処理》8-2-3表2-4「不服申立て等について」の教示文を添付する。